

平成 22 年 3 月 23 日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18730362  
 研究課題名（和文）非合法滞在外国人の医療・生活問題と福祉援助—労災・職業病問題の現状と課題を中心に  
 研究課題名（英文） A study on the occupational accidents and diseases of illegal migrant worker  
 研究代表者  
 伊藤 正子（ITO SHOKO）  
 法政大学・現代福祉学部・准教授  
 研究者番号：90364702

## 研究成果の概要：

本研究は、東京労働安全衛生センターの相談記録から、外国人労働者の労災・職業病に着目し、その現状を把握するための集計・分析を行った。相談のほとんどは資格外就労である非合法的な立場であり、製造・建設・土木・サービス業等が多かった。そのうち6割以上が入社後1年以内に被災しており、骨折・切断等の職業生外傷が多かった。この傾向は、1990年代前半に指摘された状況とあまり変化がなく、この領域における安全対策・安全教育のあり方と生活支援の必要性がいっそう必要であることが示唆された。

## 交付額

(金額単位：円)

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2006年度 | 600,000   | 0       | 600,000   |
| 2007年度 | 900,000   | 0       | 900,000   |
| 2008年度 | 600,000   | 180,000 | 780,000   |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総計     | 2,100,000 | 180,000 | 2,280,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：外国人労働者、労働災害、医療、社会福祉援助

## 1. 研究開始当初の背景

1980年代半ばから急増した外国人労働者は、資格外就労に従事するなどの非合法的滞在者が多く、その身分故に社会保障や社会福祉が不十分であり、これまで多くの人権問題や労働・医療・生活問題が発生してきた。

特に資格外就労とされる現場は、いわゆる3Kとよばれる「非熟練・未熟練労働」であり、労働災害が多く発生している。少子高齢化が進行するなか、同分野での外国人労働者の就労は増加することが予測され、安全対策を講じないままであれば、今後、ますます外

国人の労災問題が多発することが考えられる。外国人労働者に関する研究は、移民政策、教育、国際結婚等と多くの研究がなされてきているが、労働災害についての研究は、管見するところ、労働省労働基準局がまとめている報告書「不法就労外国人に対する労災補償状況について」（2004年度に廃止）、支援団体がまとめた『外国人労働者の労災白書』（1991年、1992年版）などがあるものの、未だ十分な実態把握ができていないといえる。

## 2. 研究の目的

したがって本研究では、1992年以降の外国人労働者の労働災害の実態を明らかにする目的とする。特に「不法就労」とされる非法滞在外国人の状況に着目し、1990年代前半に報告された状況とどのような変化が起きているのかを検討する。そのことにより、労働災害の予防や、労災によって伴う生活問題の解決・改善の援助を考察する基礎的な資料を得たい。

## 3. 研究の方法

### (1) 予備調査

2006年度は、事前調査として東京、神奈川の支援団体にヒアリングを行い、外国人労働者の労災問題の全体的傾向や調査の可能性についてヒアリングを行った。

### (2) 実態把握調査

実態把握の調査は、東京労働安全衛生センターの相談記録を対象とすることとした。調査の期間、対象・方法は下記の通りである。

1) 調査期間：2007年4月～2008年9月

2) 調査対象：東京労働安全衛生センターの相談記録のうち、1991年12月～2006年1月分

3) 調査方法：月4回東京労働安全衛生センターに通い、相談記録のなかから①性別②年齢③入国年月日④滞在資格⑤業種・職種⑥入社してから受傷するまでの期間⑦災害の発生状況⑧傷病内容⑨相談内容⑩結果を転記し、統計的処理を行った。

4) 調査結果の内容の確認：2008年9月～2008年12月。相談記録は「不明」や空欄、その他判断の困難な箇所が多いため、当センターの相談担当者に内容の確認・補足を依頼した。

## 4. 研究成果

### (1) 予備調査

予備調査の結果、記録の保存、記録方法等により、調査可能な団体が極めて少ないことが明らかとなった。具体的には、民間支援団体であるため記録の保管スペースに限界があり、過去の記録を保存できない所が多いこと、また記録は、聴取すべき項目や聞き取りの基準等が相談員の間で共有されていることが少なく、統計処理可能なデータとして集めることが困難であった。そのようななか、東京労働安全衛生センターでは、1980年代後半より相談記録が保存されており、書式に若干の変化が見られるものの、体系的にデータを収集することが可能であることがわかった。

### (2) 実態把握調査の結果

#### 1) 基本属性

調査対象の相談記録は349人分であったが、このうち労災とは関係のない「医療相談」7ケースを除き、残りの342ケースを分析の対象とした。

#### ①性別

性別は、男性322人、女性20人と男性が圧倒的に多い。年齢別にみると、30代が

53%と過半数を占め、次いで20代26%、40代18%となっている。年度別相談数は表1の通りである。

表1. 年度別相談件数

| 相談受付年 | 人数  |
|-------|-----|
| 1991年 | 1   |
| 1992年 | 5   |
| 1993年 | 44  |
| 1994年 | 18  |
| 1995年 | 32  |
| 1996年 | 21  |
| 1997年 | 22  |
| 1998年 | 16  |
| 1999年 | 13  |
| 2000年 | 25  |
| 2001年 | 22  |
| 2002年 | 27  |
| 2003年 | 30  |
| 2004年 | 19  |
| 2005年 | 17  |
| 2006年 | 2   |
| 不明    | 28  |
| 合計    | 342 |

※1991、1992、2006年は、調査対象期間の関係と記録保存の関係から相談件数が極端に少なくなっているが、実際にはもっと多いことが推測される。

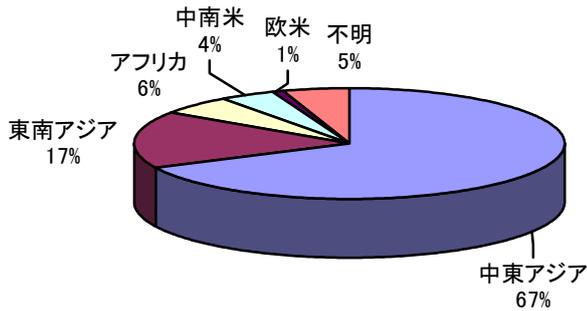
都道府県別の相談件数では、東京77人、埼玉73人、千葉73人を合わせると223人と全体の66%、茨城24人、群馬21人、栃木10人の3県で15%、これら北関東で8割強を占めているその他の就労場所は、岐阜、神奈川、静岡、新潟、大阪、長野、愛知、三重、富山など、上信越、中部地方からの相談もある。

#### ②国籍

国籍は、相談件数の多かったものから順に、バングラディッシュ79人、インド61人、パキスタン49人、イラン37人、フィリピン19人、中国15人、スリランカ9人、日系ブラジル7人、ナイジェリア6人、韓国5人、インドネシア5人、ペルー4人、セネガル4人、ガーナ3人、アフガニスタン2人、ギニア2人、マレーシア2人、トルコ2人、スーダン2人と続き、ネパール、カナダ、ケニア、コロンビア、スウェーデン、ドイツ、バハマ、ブラジル、ベトナム、マリ、香港が各1人、不明17人となっている。

これらを地域別で見た場合、中東アジアが約7割を占めており、韓国、フィリピン、中国、タイなどが多くと報告されている法務省統計とは異なる構成となっている(図1)。

図1 出身地域の割合



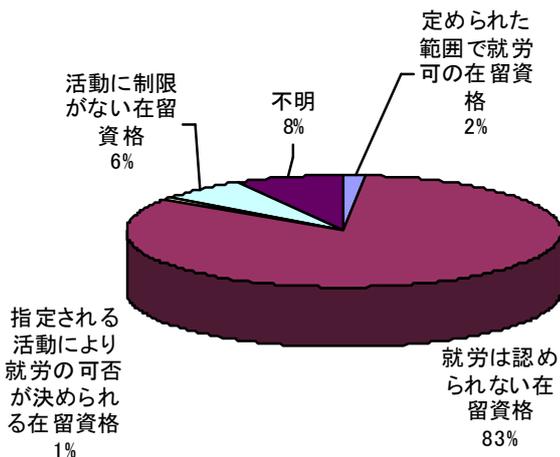
③ 在留資格

超過滞在が最も多く、全体の8割を占めている。これを入管法上の就労条件別でみると、短期滞在、留学、研修、家族滞在、超過滞在の「就労が認められない在留資格」が全体の83%を占めており、次いで日本人の配偶者等、永住、定住等就労・活動制限のない「身分又は地位に基づく在留資格」が6%となっている（表2）。

表2 在留資格

| 在留資格        | 人数  |
|-------------|-----|
| 超過滞在        | 274 |
| 日本人の配偶者     | 11  |
| 研修          | 5   |
| 定住          | 4   |
| 永住者の家族      | 4   |
| 技能          | 3   |
| 短期滞在        | 3   |
| 人文知識国際      | 2   |
| 特定活動(技能実習生) | 2   |
| 在留特別許可      | 1   |
| 永住          | 1   |
| 家族滞在        | 1   |
| 投資・経営       | 1   |
| 留学          | 1   |
| 不明          | 29  |
| 合計          | 342 |

図2 就労との関係からみた在留資格



④ 業種

製造業が165人49%を占め、次いで建設業が96人28%、サービス業が11人5%となっている（表3）。

表3 業種

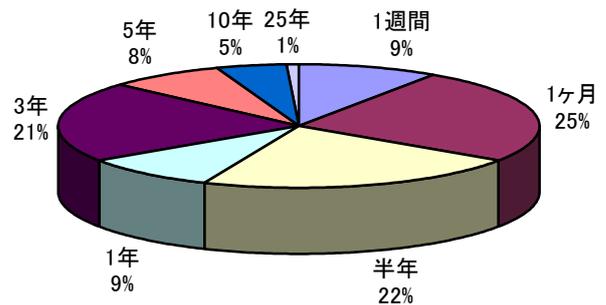
| 業種       | 人数  |
|----------|-----|
| 製造業      | 165 |
| 建設業      | 96  |
| サービス業    | 11  |
| 運輸業      | 5   |
| 卸売・小売業   | 5   |
| 飲食業      | 4   |
| 教育・学習支援業 | 2   |
| 農業       | 2   |
| 情報通信     | 1   |
| 電気業      | 1   |
| 貿易業      | 1   |
| 不明       | 49  |
| 合計       | 342 |

2) 被災状況

① 入社から受傷日までの期間

「0日～1週間」「1ヶ月」を合わせると34%となり、3人に1人以上が1ヶ月以内の受傷である。また「半年」以内、「1年」以内を入れると65%であり、「3年」以内では約9割を占めている（図3）。これらの職種・災害発生状況の関係では、プレス、ベルトコンベア、製紙ローラー、粉碎機などへの「巻き込まれ・挟まれによる切断・骨折」が圧倒的に多い。

図3 入社から受傷日までの期間



② 災害発生状況

表4 災害発生状況

| 災害発生状況    | 人数  |
|-----------|-----|
| 巻き込まれ・挟まれ | 109 |
| 墜落・転落     | 25  |
| 飛来・落下     | 23  |
| 激突・激突され   | 7   |
| 交通事故(その他) | 7   |

|               |     |
|---------------|-----|
| 踏み抜き          | 2   |
| 振動障害          | 1   |
| 過負担・繰り返し作業    | 26  |
| 重量物運搬中事故      | 27  |
| 有害物との接触       | 8   |
| 木材粉じん・埃       | 5   |
| 切れ・こすれ        | 2   |
| 転倒            | 13  |
| 交通事故(道路)      | 12  |
| 爆発・火災・高温物との接触 | 4   |
| 崩壊・倒壊         | 4   |
| 第三者による暴行      | 4   |
| パワハラ          | 8   |
| 再発            | 3   |
| その他           | 2   |
| 不明            | 50  |
| 合計            | 342 |

災害発生状況では、「巻き込まれ・挟まれ」が109人32%と最も多く、次いで「重量物運搬中事故」27人、「過度の負担・繰り返し作業」による受傷26人、高所での作業中の「墜落・転落」25人、および高所からの物体の「飛来・落下」23人によるものなどが目立っている。「巻き込まれ・挟まれ」は、2) - ①「被災状況」でみたとおりに、入社してから短期間に多く発生していることから、非常に発生率が高いことがわかる(表4)。

### ③ 傷病の種類

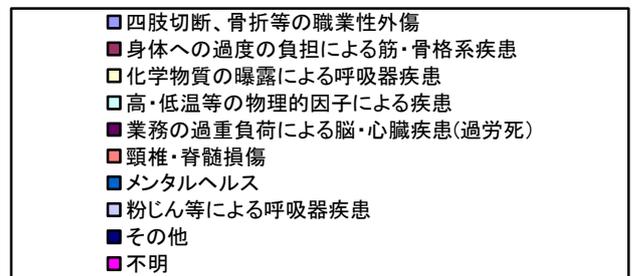
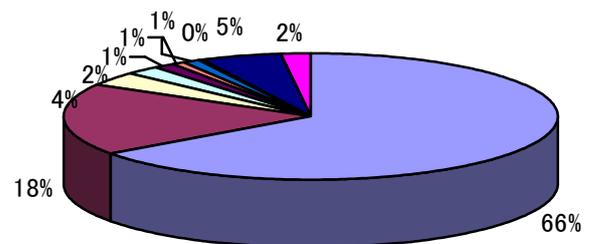
骨折、切断、挫創、打撲、捻挫、裂傷等の「四肢切断・骨折等の職業性外傷」が66%と過半数を占めている。次いで災害性・非災害性腰痛、手指前腕及び頸肩腕症候群の「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患」が18%となっており、その具体的な病名は、腰椎椎間板ヘルニア、腰椎捻挫、仙腸骨関節炎、両下肢作業関連筋骨格障害、頸肩腕障害、腱鞘炎等が比較的多い(表5、図4)。

表5 傷病性質分類別の傷病

| 傷病性質分類              | 傷病名          | 人数 | %  |
|---------------------|--------------|----|----|
| 四肢切断、骨折等の職業性外傷      | 骨折           | 77 | 66 |
|                     | 切断           | 61 |    |
|                     | 挫創           | 41 |    |
|                     | 打撲           | 18 |    |
|                     | 捻挫           | 14 |    |
|                     | 裂傷           | 11 |    |
| 身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 | 災害性腰痛        | 32 | 18 |
|                     | 非災害性腰痛       | 26 |    |
|                     | 手指前腕及び頸肩腕症候群 | 5  |    |

|                       |               |     |     |
|-----------------------|---------------|-----|-----|
| 化学物質の曝露による呼吸器疾患       | 化学物質等による呼吸器疾患 | 12  | 4   |
| 高・低温等の物理的因子による疾患      | 熱傷            | 8   | 2   |
| 業務の過重負荷による脳・心臓疾患、内臓破裂 | 死亡            | 5   | 1   |
| メンタルヘルス               | 精神不安          | 3   | 1   |
| 頸椎・脊髄損傷               | 麻痺            | 3   | 1   |
| 粉じん等による呼吸器疾患          | じん肺           | 1   | 0   |
| その他                   | その他           | 18  | 5   |
| 不明                    | 不明            | 7   | 2   |
|                       | 合計            | 342 | 100 |

図4 傷病性質分類別の割合



### ④ 傷病性質分類名と災害の発生状況の関係

主な傷病性質分類名と災害の発生状況をクロスして被災状況を見てみた。

#### <四肢切断、骨折等の職業性外傷>

プレス、ボール盤、ゴム裁断機、等々、多様な機械の「操作中における巻き込まれ」、「ゴミ・詰まりを除去・成型品を取り出そう」としての巻き込まれ・挟まれによるものが圧倒的に多かった。

「飛来・落下」では、本人の不注意等には無関係の要因で発生しており、しかも飛来物の衝突は常にその可能性を秘めるものであり、危険の多い職場あることがわかる。これらの要因による受傷部位は、頭部、顔面、上肢、手指、頸椎、腰椎、下肢とほぼ全身にわたり、重症なものも少なくない。

「転落・落下」の現場は、建設・土木・解体現場等「高所で足場の悪い所からの転落・落下」、が目立つ。

<身体への過負担による筋・骨格系疾患>

災害性腰痛は、重量物取扱、高所作業、不安定な足場での作業などにおける無理な力がかかったことによるものが目立っている。非災害性腰痛では、前傾姿勢、立位作業など、超時間・過度の負担のかかる姿勢や作業を維持することによる発生が多い。

また手指前腕及び頸肩腕症候群では、一定の姿勢や繰り返しの作業を維持する作業が多くなっている。

<化学物質の曝露による呼吸器疾患>

有機溶剤を使う現場で、ほとんど一日中同じ作業をして、簡易マスクを着用していたのは1ケースのみであった。病名としては、気管支喘息、虹彩毛様体炎、角膜びらん、有機溶剤中毒症状などがつけられている。

<業務の過重負荷による脳・心臓疾患、内臓破裂>

業務の過重負荷による脳・心臓疾患、内臓破裂の結果としての「死亡」が1割もあることは注目すべきことであろう。それらの発生状況は、5例中2例が「フォークリフトを運転中、誤ってレバーを踏み、マスト上部に挟まれ胸腹部圧迫による呼吸困難」、2例が「アルミ缶の粉碎機」および「ダイカストの成形機に巻き込まれ内臓破裂で死亡」、1例は「自動車製造業で、夜中3時過ぎに突然苦しみ死亡」となっており、4例が「巻き込まれ・挟まれ」によって死亡に至っている。

<メンタルヘルス>

日本人の上司や同僚、あるいは他会社の日本人労働者からの暴行や、雇用主からの暴言等のパワーハラスメントにより精神不安となるケースがある。これは外国人であるが故の可能性もあり、看過できない状況である。

### 3) 相談内容と結果

最も多かったのは障害補償請求であり、131人の請求のうち、107人について支給が決定されている。この他に通勤災害で2人、民事損害賠償請求3人に対して障害認定がされており、これらを合計すると116人と全体の34%をも占めている。

「じん肺管理区分申請」は1人のみであるが、外国人労働者の労働現場は粉じん、アスベストに曝露する確率が高いこと、じん肺が発症するまでに十数年かかることなどから、今後増加することが予想され、すでに一人発生していると考えてもよいだろう。

支給決定以外の結果としては次の通りで

ある。中断25人、棄却19人、会社が拒否14人、研修生の補償などでの民間保険利用4人、申請方法や治療、転医等の相談のみ6人、不明83人。中断の理由は、逮捕・入管収容された、帰国した、本人が相談に来なくなる、などが目立っており、外国人特有の身分の不安定さが現れている(表6)。

表6 相談内容別人数と支給状況

| 相談内容        | 人数  | 支給<br>(和解) |
|-------------|-----|------------|
| 療養(補償)請求    | 79  | 30         |
| 休業(補償)請求    | 30  | 22         |
| 障害(補償)請求    | 131 | 107        |
| 帰国後療養(補償)請求 | 4   | 1          |
| 遺族(補償)請求    | 3   | 2          |
| 再発申請        | 5   | 2          |
| 審査請求        | 5   | 1          |
| 第三者行為災害     | 6   | 3          |
| 通勤災害        | 12  | 5          |
| 労災申請        | 40  | 4          |
| 自賠責申請       | 2   | 2          |
| じん肺管理区分申請   | 1   | 1          |
| 研修生の労災      | 2   | 2          |
| 民事損害賠償請求    | 7   | 2(2)       |
| 会社との交渉      | 12  | (5)        |
| 不明          | 3   | 0          |
| 合計          | 342 | 191        |

※「労災申請」は記録上内容が確認困難なもの。

### (5) まとめと今後の課題

1992年の調査結果と同様、就労資格をもたない外国人は、いわゆる3K職場への底辺労働者として就労していることに変わりはないが、逆に国際結婚や帰化申請等により在留資格を得ている人が同様の職場で就労していることも微増傾向にあった。

労働基準局においては、非合法滞在であることの前に労災申請が優先される点においては特に後退しているという指摘は聞かれなかったものの、他方では、2000年半ばより強化された「不法滞在外国人」の取り締まりの影響もあるのか、被災後偶然にも摘発を受け、逮捕・収容される、あるいは帰国する例が目立っていた。全体として、労働災害の被災実態を1990年代前半の研究報告と比較すると、その業種、災害発生の状況、会社側の対応等は特に大きな変化はないようであり、この分野における安全対策・安全教育のいっそうの拡充とともに、労働者自身が被災実態の理解と予防に対する意識を高める必要性

があることが示唆された。

労働災害の発生要因は、上記の労働環境のみならず、労働者の健康状態、語学力、労働安全に対する意識なども関係があると考えられる。今後は、被災者の生活実態や健康状態等と労働災害との関係を解明し、傷病の要因としての生活問題と、被災後の生活支援を視野に入れた研究が課題である。

## 5. 主な発表論文等

該当なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

伊藤 正子 (ITO SHOKO)  
法政大学・現代福祉学部・准教授  
研究者番号：90364702

### (2) 研究分担者

該当なし

### (3) 連携研究者

該当なし